

別海町議会会議録

第4号（令和5年3月14日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 4番 小 椋 哲 也 議員

② 11番 瀧 川 榮 子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一 般 質 問

① 4番 小 椋 哲 也 議員

② 11番 瀧 川 榮 子 議員

○出席議員（14名）

2番 横 田 保 江	3番 田 村 秀 男
4番 小 椋 哲 也	5番 外 山 浩 司
6番 大 内 省 吾	7番 木 嶋 悦 寛
8番 松 壽 孝 雄	9番 今 西 和 雄
11番 瀧 川 榮 子	12番 松 原 政 勝
13番 中 村 忠 士	14番 佐 藤 初 雄
副議長 15番 戸 田 憲 悦	議 長 16番 西 原 浩

○欠席議員（2名）

1番 宮 越 正 人

10番 小 林 敏 之

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三	副 町 長 佐 藤 次 春
教 育 長 相 澤 要	総 務 部 長 浦 山 吉 人
福 祉 部 長 今 野 健 一	産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
建 設 水 道 部 長 伊 藤 一 成	教 育 部 長 山 田 一 志
会 計 管 理 者 中 村 公 一	病 院 事 務 長 三 戸 俊 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 内 山 宏	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 伊 藤 輝 幸
総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸	福 祉 部 次 長 干 場 み ゆ き
福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕	産 業 振 興 部 次 長 佐 々 木 栄 典
教 育 部 次 長 宮 本 栄 一	生 涯 学 習 セ ン タ ー 長 他 新 堀 光 行

総務課長 伊藤 輝幸
ふるさと応援・情報化推進室長 松本 博史
防災交通課長 麻郷地 聡
尾岱沼支所長他 大坂 恒夫
町民課長 皆川 学
管理課長 松田 勝広
監査委員事務局長 千葉 宏
学校教育課長他 池田 卓也
図書館長他 堺 啓

総合政策課長 寺尾 真太郎
財政課長 角川 具哉
西春別支所長他 小村 茂
福祉課長 干場 みゆき
町民保健センター兼母子健康センター長 入倉 伸顕
事業課長 外石 昭博
学務・スポーツ課長他 宮本 栄一
生涯学習課長他 福原 義人
総務課主査 武田 聖士

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富夫

主 幹 入田 浩明

○会議録署名議員

4番 小 椋 哲也
6番 大 内 省吾

5番 外 山 浩司

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） おはようございます。
ただいまから 6 日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は 1 番宮越議員、10 番小林議員であります。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。
4 番小椋議員。
○4 番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 5 番外山議員。
○5 番（外山浩司君） はい。
○議長（西原 浩君） 6 番大内議員。
○6 番（大内省吾君） はい。
○議長（西原 浩君） 以上、3 名を指名いたします。
-

◎日程第 2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第 2 昨日に引き続き、一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
初めに、4 番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。
○4 番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。
○4 番（小椋哲也君） はい。
○議長（西原 浩君） 4 番小椋議員。
○4 番（小椋哲也君） 通告に従いまして、「ふるさと応援基金の活用による地域活性について」お伺いいたします。
別海町のふるさと納税は、令和 3 年度より急激に実績を伸ばし、本年度は約 70 億円の寄附額となる見込みです。
返礼品や諸経費もあるため、その全てが財源となる訳ではないですが、自治体が独自に活用できる貴重な財源として非常に重要な要素となってきます。
しかし、ふるさと納税は寄附者が返礼品を選ぶという行為や制度の仕組みにより、寄附額が大きく変動する可能性があるため、安定した継続性のある財源として見込むのはリスクもあります。
そこで、ふるさと納税により積み立てられるふるさと応援基金を、今後どのように地域

の活性化につなげていくのか、町長に方針を伺います。

1つ目の質問です。

ふるさと納税は寄附額から諸費用を差し引いた金額が基金として積み立てられます。令和3年度以降のふるさと応援基金の積立状況を、今年度の見込みも含めて教えてください。

また、ふるさと納税の際に、寄附者は寄附金の使い道を選ぶことができます。別海町の定めている用途と、それぞれの用途に対してどれくらいの割合で寄附がなされているのかをお聞きします。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 回答させていただきます。

ふるさと応援基金の積立状況についてですが、令和3年12月の別海町ふるさと寄附条例改正前においては、ふるさと応援基金のほか、産業振興基金やスポーツ振興基金などの各種目的基金にも積み立てを行っておりましたので、これらも含めた基金残高の合計額で回答させていただきますが、令和3年度末の基金残高は約9億6,500万円となっており、令和4年度末では、3億9,300万円を見込んでおります。

次に、本町のふるさと納税で寄附者が指定できる用途についてですが、別海町ふるさと寄附条例第2条に定める8つの事業となっております。

これら8つの用途と寄附の割合について、令和4年4月から12月末までの実績で、寄附額の割合が高い順に申し上げますと、酪農、水産、商工観光等の振興発展及び地場産品等による商品開発に資する事業が最も高く58%、次いで、子ども子育ての支援及び教育の充実に資する事業が20%、その他まちづくりのために必要な事業が14%、健康や医療の充実に資する事業が2%、脱炭素の推進をはじめとする自然環境や地域景観の保全に資する事業が2%、高齢者及び障がい者の支援に資する事業が2%、スポーツ、芸術文化の振興発展等、生涯学習の推進に資する事業が1%、協働のまちづくりによる交流、移住定住の推進等、地方創生に資する事業が1%となっております。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、各用途でどれくらいの割合で寄附されているのかということでは4年の段階では金額お伺いしました。

このふるさと納税、幸いなことに別海町年々寄附額が大きく伸びているということで、本来であれば決算が確定しないと金が確定しないんでしょうけども、おおよそで構わないので、今年度の末で基金に繰入れになった場合、全部ですとあれなんで、産業と子育てとまちづくり、おおむねこの三つに寄附が集中しているということで、今年度の寄附を繰入れたらどれくらいの基金残高、おおよそで構わないので、この三つについて、額がもしわかれれば教えていただければと思います。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） すいません。

回答させていただきます。

先ほど、令和4年度末の見込額について回答させていただきましたけれども、こちらについては、令和4年度の積立てだとか繰入れだとかの予算を加味した見込額となっております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時12分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 大変失礼いたしました。

まずですね、令和4年度の産業の基金見込み残高ですが、産業振興基金積立分とふるさと応援寄附金の積立分を合わせまして、5億900万円程度になる見込みです。

あくまでも、令和4年度決算が終わらないと確定した数字っていうのはわかりませんが、予算上の見込みで答えさせていただきますが、5億900万円となります。

続いて、子ども子育てが14億800万円。

あと、まちづくりが7,300万円程度を見込んでおります。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

この金額、今後の質問でこの金額について細かくどうこうっていうのはないんですけども、この一般質問、議会だより等々で町民に知らせる時に、額も具体的にあった方がわかりやすいなということで、質問している意図でございました。

それはちょっと、次回から気をつけるところなんですけども、今、回答いただきました金額なんですけど、産業6億、子育て14億、あと細かい%足したとしても、先ほどお答えいただいた35億っていうのに及ばないというか、割合が随分違うなというところなんですけど、そこ何か事情があれば説明してください。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） 寄附を受けている比率と積立比率が全然違うんじゃないかということで、冒頭議員からお話がありましており、基金への積立額については、寄附額から諸費用を6割程度と見込んでおりますけれども、それを差し引いた残りの4割の額となります。

約6割の諸費用には、その他まちづくりのために必要な事業、それから酪農、水産、商工観光等の振興発展及び地場産品等による商品開発に資する事業の順に、寄せられた寄附金を充てることとしているため、寄附の割合と積立割合とは異なることになります。

このことを踏まえまして、残り4割となる積立額における用途別の積立割合を高い順に

申し上げさせていただきますけれども、子ども子育ての支援及び教育の充実にしている事業が最も高くなりまして49%、次いで酪農、水産、商工観光等の振興発展及び地場産品等による商品開発に資する事業が30%、健康や医療の充実に資する事業が6%、脱炭素の推進をはじめとする自然環境や地域景観の保全に資する事業が5%、高齢者及び障がい者の支援に資する事業が5%、スポーツ、芸術文化の振興発展等、生涯学習の推進に資する事業が3%、協働のまちづくりによる交流、移住定住の推進等、地方創生に資する事業が2%となります。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

先ほど、当初言ったのが寄附する時に寄附者が選択した率で、そこから必要なものを引いたりですとか、その後の商品開発だったりそういうのをやって、最終的に積立てする割合は今述べられた割合ということで、認識よろしいでしょうか。

一応、確認しておきます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

回答させていただきます。

今、議員のおっしゃられたとおりの認識で良いです。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

もう1点確認なんですけども、今、言ったのは昨年度までの実績で、今年度、また、決算が固まり次第、その額が、今、先ほど言われた%にのっとって各基金に積立てになるという認識でよろしいでしょうか。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

回答させていただきます。

一応ですね、令和4年度の予算を踏まえた見込みの額で回答させていただいておりますので、小椋議員のおっしゃるとおり決算が出た時には、実際の割合が決まりますので、その時には、実際の積立額が若干変わるということで、そういうふうに考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

仕組み及び金額について理解しました。

これらの非常に多額の寄附をいただいているということで、基金が積立てられて、2つ目の質問のほうに移らせていただきます。

今後、別海町は用途に応じた基金運用を行っていくことになりますが、それぞれの用途

における運用の方針をお示してください。もし、具体的な用途が決まっている事業があれば概略を、今後、事業形成を行っていく用途に関しては、方向性を教えてください。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） この質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今後の基金の運用方針でございますけれども、全ての用途において、共通しておりますけれども、まずは求められる既存事業、こちらのほうにしっかりと実施するための財源として活用していきたいと考えております。

この考え方のほうはですね、本定例会に令和5年度の当初予算のほうを提出させていただいておりますけれども、現下の物価高騰ですとか、燃料高騰によってですね、町の財政状況も非常に大打撃を受けている中、ふるさと納税による関連基金など、こちらを財源に縮小や廃止の見直しをすることなくですね、産業振興、高齢者対策、子育て支援施策を編成しております。

今後とも切れ目なく、また拡充の方も視野にですね、実施していきたいとの考え方によるものです。

先ほど、財政課長のほうから説明しましたとおり、令和4年度末で関連基金積立残高は、令和3年度決算比で約26億円程度増の35億円程度となる見込みです。

まだ、令和4年度の事業執行中でありまして、決算を迎えるまでは、この見込みの寄附金額の残高をですね、確実な財源としてまだ取り扱うことはできない状況でございますけれども、そういうことによりまして現段階ではですね、求められる既存事業を実施するための財源として以外、まだ用途ごとですとかにおける個別、具体的な事業を検討するには至っていない状況であります。

しかしですね、今後の方向性といったしましては、大きく増える見込みとなります基金残高、そして、今後もある程度はふるさと納税の応援が続くものとした場合、地方創生臨時交付金や過疎対策のもと、求められる既存事業の拡充はもとより、特に中小企業振興条例にも掲げております経営基盤の安定化や新たな経営拡大等に真正面から取り組む民間企業、そして地域の一人一人をつないで行動する住民や団体に対しましては、十分な支援ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、議員から冒頭にもありましたとおり、ふるさと納税制度、こちらの仕組みや制度そのものが恒久的ではない以上、安定した継続性のある財源として見込むということは議員おっしゃるとおり、リスクがあるということは我々町としても認識しているところです。

よって、寄附の用途にかなう公共施設の改修、こちらのほうの際にはですね、ふるさと応援関連基金を一定程度は活用し、地方債発行額を抑えることによりまして、将来的な住民負担の軽減策も今後必要になってくるのではないかなと考えているところです。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、御答弁いただいた内容をちょっと認識の共有ということで私のほうも確認させていただくと、既存事業への充当するということと、先ほど細部にわたったように学校の長寿

命化だったりするような、今後の既存事業というかですね、もともと当初からやる予定だったものに対する充当、そしてその拡充、よりよい形に持っていくための拡充、それと先ほど中ごろに言われた新規事業の開拓というものがあるのかなというふうに認識いたしました。

ここで懸念というわけではないんですけども、ふるさと応援基金の使い方として、例えば極端な話で既存事業への充当で100使ってしまうというのは、必ずしも寄附者の意図ともそぐわないのかなと。

また、このふるさと納税制度の趣旨からいっても、既存に100%っていうふうになってしまうと、ちょっと目的が違うのかなというふうに感じてしまいます。

当然、そんな極端な話にはならないと思うんですけども、どの目的にどれぐらいの基金の割り当てを行っていくのかっていうのを、今後、内部でルール化、明文化するまでいなくても、どのようにお考えかというところについてお聞かせください。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 今の御質問、どの程度のそれぞれの目的、性質別といいますか、そちらの割合で寄附をしていくのか、何かあるかという御質問なんですけれども、今後ですね、将来的に必要とされる施策の内容ですとか、規模、こちらによりまして、そして、またその時の経済情勢ですとか、町の財政状況ですとか、将来的に必要なってくる基金の繰入額というのは、その時々大きくも小さくも変動するものと考えております。

このように、柔軟性がちょっと財政運営上も柔軟性がちょっと必要であるという観点からも、現段階ではですね、具体的に既存事業に何割幾らですとか、新規事業に何割幾ら、また、他の用途に何割幾らというそういう個別の目的はですね、今の現段階で定めてはおりませんけれども、今後、基金の積立状況ですとか、充当の状況などをそういった運用を積み重ねていく中でですね、一定のルールというものは定めていかなければならないと考えているところなんですけれども、先ほど申し上げましたとおりですね、求められる既存事業をしっかりと実施すること、そして拡充を行うこと。

そして、何よりもですね、積極的な取組を行う企業や団体に十分な支援ができるというところを、こちらを優先して活用していくべきだろうというふうに認識は持っております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

各用途というか、性質ごとに一定のルールを設けながら、特に新規事業の方について優先して検討していきたいという形で認識しました。

まさに今、その新規事業、今後を進めていく上で関連するのは3番目の質問ですので、3番目に移らせていただきます。

ふるさと応援基金を活用した地域の活性化は、住民と民間企業の協力が不可欠であると考えます。どのような方策で協力体制を整えるのか伺います。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

今後もふるさと納税による関連基金などを活用した地域活性化への取組に向けては、住民や民間企業等と共にアイデアを出し合い、実行に結びつける体制づくりが重要であると考えております。

一昨日、町長が行政執行方針で述べましたとおり、町の施策を明確化し、住民・民間企業等と一丸となって、まちづくりを進めたいとする観点から、町の総合計画の中間見直しと、法定計画であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を併せて実施することとしております。

その作業につきましては、令和5年度及び6年度の2カ年で、段階的に進めてまいろうと思っておりますが、その際に、これまで一般質問等を通じての、議員各位の提言をはじめ、ふるさと納税関連基金などを活用した地域活性化策を含む政策ニーズのいわゆる総点検に努めるべく、住民、経済団体、地域団体などからの御意見を広くいただく体制について、既存の審議会あるいは委員会等により、しっかり整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今の答弁で、今後、新規事業をどういうふうにやっていくのか、これはイコール今後のまちづくりどうしていくかというところで、先だって町長も言われているように、総合計画含めて、町民にもわかりやすい形でしっかりと計画を外側にもですね、向けてつくっていった対応していくという形で心強い回答だと思います。

その中で、町民と民間企業の協力の部分では、いきなりまっさらな組織を立ち上げてゼロからっていうのもなかなか難しいでしょうから、今言われたように審議会や委員会、各種協議会等もねあると思うので、そちらを活用していくのが非常に有効だと思います。

何点かここで再質問あるんですけど、ちょっとごっちゃになってしまってもあれなので、一つずつちょっと片づけていきたいなと思います。

まず、1点目なんですけども、具体的に今お話のあった審議会や委員会等々を活用して声を集めていく、その計画の見直しも並行して行っていくという形で、特に、実際に具体的に町民側と協力体制を組んで、今後、意見の聞き取り等々を行っていくスケジュールですね。

令和5年度のどのくらいのタイミングから始めて、どのような形で動いていくのか、現在、決まっているものもしくは見込みのあるもので結構ですので教えてください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 雑駁な答えになるかと思いますがけれども、お答えさせていただきたいと思います。

ふるさと納税などによる関連基金などを活用しました新たな施策を反映いたしました総合計画の中間見直し、また、次期総合戦略の策定は、先ほど申しましたように、各方面の代表者等で構成するような例えば計画策定審議会であったり、検討推進委員会等の審議を経て、令和7年の3月定例会で議決を受けるスケジュールというように考えているところでございます。

そのたたき台となる原案を検討するための町民やあるいは団体等を交えた、よりよい体制をどうするかについては、現在のところまだ検討中というところの段階ではあります。

総合計画の中間見直しや総合戦略の策定についてはですね、一定程度の時間を設ける中で行っていくということになりますので、その中でしっかりふるさと納税の関連基金を活用するなどした課題解決であるとか、意見集約あるいは意見交換等をですね、まずは産業振興であったり、教育福祉等の各部門にある住民や団体等あるいは構成される協議会であったり、外郭団体等の皆さんと積極的に行われるよう、たたき台となる検討をしっかりとした上で、先ほど申し上げました令和7年3月の定例会での議決に向けてですね、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

確認なんですけども、令和7年3月の定例会に決定するという部分に向けての動きと並行して行っていくということで、認識しました。

これを裏を返せばというかですね、基金の使い方を協力して声を聞きながら形成していくっていうものを準備体制を整えるのが令和7年まで。

今の計画しているものではかかってしまうという形で、それとあわせてもう少し早く動き出すような取組だとかっていうものがなければ、令和7年3月までかかってしまって、その後、令和8年度になるんですか、令和7年度になるんですかね、の動き出しになるという認識でよろしいでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 先ほど申し上げました令和7年3月の定例会でというのは、総合計画の中間見直しと新たなまちひと・しごと創生総合戦略の計画というのは、議会基本条例の議決にもありましてとおりに、議会の議決を求める案件というふうになりますから、それらについては、現在のまちひと・しごとの期間を終えた後のスケジュールということを考えて、7年の3月ということに決定しておりますけれども、これまで先ほど総合政策課長も述べておりました、ふるさと応援基金を活用した今後の計画、あるいはいろんな個人、団体からの意見集約等のあり方については、それを経てということではなくて、それまでの過程の中でですね、進めていきながら、最終的な計画という、そういうものを盛り込んだ計画というものを令和7年3月に向けて策定をするというようなイメージしたというふうに思っているところでございます。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） ちょっと、私のほうから補足をさせていただきたいと思いますが、今の質問の趣旨としてですね、ふるさと応援基金を活用した地域の活性化、それらの策をそれではどのように検討していくかっていうことの延長上の話かなと思います。

総合政策課長、あるいは今、総務部長のほうがですね、第7次の計画の中間見直しあるいはまち・ひと・しごと創生計画の見直しについて、令和5年度、6年度の中で進めていく中でですね、基金の活用についても、いろんな意見を聞いていきたいという答弁であります。

御存じのとおり、一つ一つの事業をいつの年度でどうやって事業化していくのか、予算化していくのか、そして、それには例えば、ソフトの事業であれば、昨日も質問にもありましたけども、過疎債のソフトを充てる、あるいはこの今、質問にあるふるさと応援基金を充当する、あるいは防衛の補助事業を充当する、あるいは一般財源でやると、その財源のことはいろいろあると思います。

個別の事業につきましては、基本構想、基本計画に基づいて、実施計画をローリング形式でですね、毎年毎年見直しをしながら、3カ年ずつ計画を作っていくということになりますのでね、何をやるかという事業を決めて、それにそうしたら、こういうものはふるさと納税を充当すべきでないのかとか、あるいはこういうものを新たな施策として立ち上げるべきでないのかというような御意見は、先ほど総務部長が言いました計画の見直しの中の審議会ですとか、いろんな町民の皆さんからの意見も聞きながら、それは実施計画の中に反映していくということになりますのでね。

基本構想、基本計画の見直しについては、しっかりと、あとまち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについては、議会の議決をいただくということになりますけども、何の事業に何の財源を充てるのかというようなところはですね、毎年の事業の実施計画の見直しの中で、財政状況、財源の状況とかを勘案しながら、しっかりと検討していくということになりますので、ちょっと二つのことについて、ごっちゃにちょっとなった答弁になったかなと思いますので、御理解をいただきたいなと。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

今、副町長の答弁で補足のあったとおり、ちょっと年限が出てきたのがね、そっちの計画の方だったので、そっちに引っ張られる形だったと思ったんですけども、今、正しく補足していただいたとおり、計画としては令和7年3月に向けるけども、当然、その中でこの事業はやった方がいいね、こういうふうにやった方がいいね、この財源使った方がいいねって決定があったらその都度、手続にのっとってその年限前でも、繰り入れていくと、繰り入れていくというか事業化していくという形の認識でよろしいでしょうか。

一応確認です。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） おっしゃるとおりであると思います。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、再質問で先ほど一つずつと言った二つ目の方の再質問なんですけども、先ほど言ったように審議会や委員会というものも非常に全体としてですね、例えば教育だったら教育関係、産業だったら産業関係という形で大枠での課題の抽出、意見の抽出には向いていると思うんですけども、先ほどのふるさと納税の基金の割合でも、実際に積立のほうでは子育てが49%みたいな形で非常に大きな割合を占めている子育てとかですとか、子育てへのジャンルなどがわかりやすいと思うんですけども、実際の課題を抱えている方、今回の子育てで言ったら、実際に子育てを行っている方たちっていうのはなかなか行政との距離があるといえますか、実際に子育てで課題を抱えている当事者がその委員会審

議会に参加されてるという形というのはなかなか少ないと思います。

ただ、実際その方たちの御意見を全て聞くっていうのは、現実的ではないと思うんですけども、今後、ふるさと応援基金を使った事業化を計画立てていく中で、その当事者の課題を解決するというのも一つ大きなジャンルになってくるかと思いますが、その辺の声の集め方は、これはもしかしたらふるさと応援基金の用途に限らない、行政全体の今後の課題の一つとなってくるのかなと思うんですけども、通告外にならない範囲で結構ですので、そこら辺の課題の当事者からの声をどのような形で集める具体案っていうまではいかなくても、今後の方針等々あれば聞かせてください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

昨日の田村議員の一般質問の中でもちょっと答えましたけれども、コロナ禍を契機に情報通信技術が大きく変化をしたということで、人々、町民の生活様式というものもあるいはコミュニケーションのとり方っていうのも、もう大分変わってきているのではないかなというふうに認識しているところであり、このコミュニケーションの在り方の変化っていうものには、行政の方も対応をしていかなければならないタイミングであるのかなというふうには考えているところでございます。

小椋議員おっしゃったですね、特に、子育てに忙しい世帯の方、この方たちの声をですね、一定の会議を設けてそこに来ていただいて拾うっていうことは、現実的に難しい面もあると思いますけれども、進化してきている現在のこの情報通信技術を用いることによって、実施が可能になるということもそういう認識も今しているところでございます。

それをどのような形で実施するかというような細かいルール等の設計っていうものが具体的に整っているということではございませんけれども、まずはこの情報通信技術を活用して、いろんなアイデアとか意見を募集をする、あるいはそれを集約するというような環境を試験的な運用から始まりながらですね、進めていかなければいけないいけばなというふうに考えているところでございます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

ただいま答弁いただいたように、今後のICT等を活用しながらもやっていくという形で、明日から審議する当初予算にもですね、項目ではなかろうかというものも見受けられましたので、ここについては今後のより一層の活用の方法を期待しております。

再質問のもうひとつ最後となります。

これらの形で別海町では、ふるさと応援基金の運用を行っていきます。

このふるさと応援基金の活用というのは、町民も当然注目している、今、別海町が非常に伸びているということで注目もしていることでありますし、寄附した人がどのように使われているのかってのは、非常に気になることであると思います。

今、既存事業への充当もしくはそれに類するものが多いのでそうでもないかも知れませんが、今後、新規事業等々を町民も民間企業等々も含めて、いろんな事業が動き始めたら、こういうようなふるさと応援基金の活用しましたよっていうような、広報というかですね、実績を公にするっていうのはどのような形で考えているのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

議員おっしゃるようになりますね、当然、ふるさと応援基金、広く寄附金を募ることですので、募る際にはですね、いろんな媒体を用いながら、募集活動っていうのをやっているわけですね。

その結果、集まった寄附金、それがどのような状況になっているのか、あるいはどのような活用の仕方をするのかっていうのは、これは集めた以上、それをしっかり宣伝することは行政の責任だと考えておりますので、現在もですね、年に一度必ず実績が出てきていて、広報紙に掲載をしたり、あるいはホームページの中でも、それを情報を出させていただいているところですけども、この情報の出し方というものについては、先ほどのですね、募集にかけてのですね、マスメディアを活用した情報提供を行うのと近いような形でですね、やはり、今以上のですね、広く見える化というか、そういう形での認識をしていただけるようなですね、広報の在り方っていうのも、併せて検討を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○４番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） ４番小椋議員。

○４番（小椋哲也君） はい。

大変わかりやすい答弁でした。

ありがとうございます。

今後、別海町の地域振興の中ですね、ふるさと納税どこまで活用し続けることができるのかっていうのは、別海町だけでどうこうできるものではないと思いますが、今現在の状況、また短期的に考えれば非常に別海町の地域活性の大きな力になるものと考えております。

今後のこの活用について、慎重かつ大胆な検討ですね、進めて別海町のためになっていければと思いますので、今後とも期待しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で、４番小椋哲也議員の一般質問を終わります。

ここで１０分間休憩いたします。

午前１０時４４分 休憩

午前１０時５７分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、１１番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

○１１番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○１１番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） １１番瀧川議員。

○１１番（瀧川榮子君） はい。

通告に従いまして、質問させていただきます。

１問目です。

「高校生への医療費助成を」について。

別海町は平成２８年１０月から、１５歳まで子ども医療費が助成され、子育てする保護

者から「とても助かる」と歓迎されています。北海道の基準から見れば年齢的にも、金銭的にも助成は大きく前進しました。

子供の医療費助成制度は国内のどの地域に住んでいても同じ制度を受けられるのが理想ですが、現状はそうではありません。

令和3年度では、別海町と同じ15歳までが助成対象という自治体は全国1,741自治体中873で50%、18歳まで医療費を助成する自治体は733となり、自治体数の42%にまで広がりました。

様々なものが値上がりし、どの世代も大変な生活を強いられている状況にありますが、町が力を入れる子育て支援の一環として、全国で広がる高校生まで医療費助成の拡大が望まれますので、質問させていただきます。

18歳までの医療費助成をした場合の必要な財源について検討したことはありますか。

また、検討したことがあるとすれば、その金額をお知らせ下さい。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

18歳までの医療費助成をした場合の新たな財源としましては、ふるさと応援基金や過疎債の活用が見込まれると考えているところです。

また、18歳までを対象に無料化を拡充した場合、1,000万円程度の増額が必要になるというふうに試算をしているところです。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 15歳までの子ども医療費助成事業で4,800万ぐらいですので、もう少しかかるのかなと思ってたんですけども、1,000万円ぐらい、その年で違うと思うんですがそれくらいであるということがわかりました。

では、2問目に移ります。

大学卒業を想定した22歳到達後、最初の3月31日までの医療費をカバーする自治体も北海道にはあります。出生率が高いとされてきた別海町で子育て応援が少しでも長く継続されることは力強い応援になり、町の活性化の一助にもなると考えます。全国的には、高校生までの医療費助成が進んでいます。

別海町での前向きな検討は、待ったなしではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 瀧川議員の御質問ですけれども、高校生は3学年、16、17、18ですね。

それで1,000万ぐらい。

15歳までというのは、15学年までいますから、4倍5倍かかるのは、これ物理的にはそんなに違うことではないというふうに考えてはおります。

今、御質問がありました、高校生としてのくくりは私は考えてはおりません。

しかしながら、18歳までの助成、このことにつきましては、瀧川議員御指摘のとおり、全国の自治体の50%弱の自治体が実施をしてくれているということですし、うちの町として、子供を産み育てやすい環境をしっかりと充実させていく、これはうちの町の責任であるというふうに考えておりますので、18歳まで無料にしてことは大変重要なことだと

いうには考えております。

財源ですけれども、今、過疎債とかふるさと応援基金ということが部長から出ましたけれども、これは経常経費にもなりかねない。

そういう事業になりますんで、どういう安定した財源が必要だということもしっかり検討していかなきゃなんと思ってますけれども、ぜひとも前向きになるべく早い時期に実行できるような、そういう取組をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

高校生まで、高校生の医療費助成じゃなくて、18歳までということで、前向きに検討されるということですので、ぜひ、鉤根地域でも13自治体中11自治体が18歳まで医療費助成に踏み切ったということがありますので、ぜひ早い段階で踏み切っていただきたいと考えています。

よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

「生理用品の常備を小中学校のトイレに」ということについてです。

別海町では現在、生理用品の常備に関しては保健室対応となっており、生徒が必要とするときに提供しています。

また、教育委員会では、生理用品に関する実態把握の1つとして、ジュニアリーダーに意見を聞き、現状では生理用品に関して困ったことや、周辺の人で困窮していると言った話しは聞こえてこないことを確認しています。

高校生になれば多くの場合、自分自身の体調の変化にも気づき、生理のサイクルもなんとか整い、生理用品を準備することが出来、必要な時には友人に借りることも考えられます。

しかし、小学校高学年や中学生では、突然始まる生理は、当人にとって非常事態です。

長くタブー視されてきた女性の性に関わる内容ですが、当事者にとっては、生理は平等に訪れるものであり、学校現場では、男子・女子の隔たりなく性に関する教育がなされる時代となった今、突然やって来る非常事態は理解されると考えます。

「いつ生理になっても大丈夫。困らないようにトイレに置いてあるよ。」と安心感を子供たちに与えてほしいという思いから質問させていただきます。

1点目、日本産婦人科学会によると、医学的にみて生理が始まるのは11歳から13歳とされています。生理が始まって一番戸惑う、自分の身体と付きあうことになれていない、突発的に困ることがあるのは小学高学年から中学生ということになります。この年齢の子供たちを支えることは大切です。

この非常事態に直面したとき、安心して授業を受けるには、ほど遠い心理状態になるのではないかと考えますが、いかがですか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えします。

生理が始まる時期については個人差があり、小学校高学年から中学生にかけて始まる方が多いと考えられていることから、多くの学校では、小学4年生時に、体の変化について

学習します。

更に、学校では、女子のみで生理用品の使用方法など、具体的に学ぶ機会を設け、緊急時に生理用品を携帯していない場合は、保健室に常備しているものを使用することを伝えております。

また、議員のおっしゃるとおり、安心して学校生活を送れることは、大事なことでと考えています。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

子供たちが安心して学校生活を送れることが大切だということは認識しているということです。

安心して授業を受けるには、本当にほど遠い心理状態になるっていうことを多分、その中の言葉の中に含めていただいたと思いますので、2番目の質問に移ります。

保健室で生理用品は常備しているとされますが、あわててトイレに駆け込みたい子供にとって、トイレに生理用品が常備されている、小さな心遣いが大きな安心につながると考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（池田卓也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 突発的な事態において、生理用品を使用したいときに利用できるのが一番ストレスのないものだと考えております。

保健室での常備により、緊急時に養護教諭がいることで、いろいろと相談ができることも安心な学校生活につながっていると考えております。

さらに、トイレに生理用品が常備されることにより、安心が増すものと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

安心が広がる、トイレにあるということはその安心感につながるということ、共有していただくことができましたので、3点目に移ります。

今では考えられないことですが、以前はトイレにペーパーの備えはありませんでした。

男子も女子も共通の排泄である排便時、ペーパーの持ち合わせがないのは非常事態でした。

男子よりもひとつ多くの非常事態がやって来る女子トイレに、生理用品の常備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） トイレへの生理用品配置につきましては、1月、北海道において、道内の道立学校11校にモデル事業として実施をしております。

その後のアンケート結果では、生理用品が手元になくて困った経験がある生徒は約8割だったこと。

こういうことが確認をされております。

このことから、北海道教育委員会では、来年度から道立学校の女子トイレに生理用品を配置することを決定しております。

これらのことを踏まえまして、より安心して学校生活を送ることができるよう、本町でも小中学校の女子トイレに、生理用品を配置したいというふうに考えております。

配置時期につきましては、来年度早々に配置したいというふうに考えておりますが、予算や学校との調整も必要なことから、準備が整い次第、順次、進めることとしたいというふうに思います。

今後もし子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員会としてできる限り対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

北海道の道教委が実験的に生理用品を置いて、そしてアンケート調査をして生理用品を全高校ですね。

200何校でしたか、に置くということを決めたっていうのは本当に早い判断だったと思うんですね。

別海町もトレイに生理用品を置いてくださるということなんですが、来年からっていうことです。

でも、整い次第、予算とかいろんなことが整い次第、実施するっていうことは、来年度からではなく、今年度から始めることができるという認識でよろしいでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今、瀧川議員がおっしゃられているのは、今年度ということですから・・・

先ほどの答弁で御理解いただけたということでよろしいですか。

はい、わかりました。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

すいません。

今年度と来年度ちょっとごっちゃになりました。

3問目です。

「支給型の奨学金利用後の返還について」です。

別海町奨学資金支給条例施行規則では、第6条奨学資金の返還の中で、奨学資金の支給を受けた奨学生が、学校等の卒業後、就職義務を履行しないときは、その事由が生じた翌月から3年以内に一括又は分割して返還させることができるとしています。また、奨学資金の支給を受けた奨学生が、町の機関に奨学生の意志にかかわらず、就職できないため、その就職義務を履行することが出来なくなった者について、町長が必要であると認めたときは既に支給を受けた奨学資金を、就職することができないと決定された翌月から3年以内に一括又は分割して返還させることができるとなっています。返還にかかる3年以内と

いう単位は同じです。

一方、貸付型の奨学金利用後の償還については、学校卒業後1年間据置きし、その翌年4月から起算、5年間の均等償還をするものとなっており償還期間に余裕があります。

支給型奨学金を利用した方が自分の意志に反して就職できなかった場合、短い期間での返還が困難になる可能性があると考え、質問させていただきます。

1点目、貸付型奨学金の利用後、償還は1年据置きで、その後5年間で償還すれば良いことになっていますが、給付型奨学金では即償還が始まり、期間は3年となっています。

この期間の違いには、どのような理由があるのかお聞きします。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） この質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

貸付型奨学資金は、経済的理由によって修学困難な者に対して、貸し付けることを目的としている制度ですが、給付型奨学資金は、本町に不足する医療関係技術員等の養成を目的に、修学生に対し、卒業後5年以上本町の保健医療機関等に就職することを条件に支給することを前提としている制度です。

申し上げたとおり、両制度はそれぞれ目的が異なっており、給付型奨学資金については、その目的から、前提とする条件が履行されない場合は、速やかに返還をいただくこととしているものです。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

このところで、奨学金の支給条例施行規則の中では、町長が必要であると認めたときには、すでに支給を受けた奨学金を就職することはできないとなった時から3年以内についていうことなんですけれども、町長が必要であると認めたときというのは、町長が必要でないと認めたときっていうのも両方あると思うんですが、この必要と認めたときというのはどのような状況になった、また、必要でないと認めたときというのはどういう場合かお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

必要である場合ということに対して、細かい規定というのを羅列して並べているわけではございませんけれども、それというのはやっぱり給付を受ける奨学生の方それぞれに事情があり、それはそれぞれ異なっているということになるかと思います。

もちろん、3年以内に返還することができるということになっておりますので、状況に応じた中ですね、また協議をさせていただくということが前提になりますけれども、その状況の中で必要に応じたものについて、判断していくということになるかと考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

2問目について移ります。

以前の質問では、以前の質問の答弁ではね、給付型奨学金を利用する方には、必ずしも就職を保証するものではないことを十分説明し、利用してもらっているというふうに答弁されています。しかし、就職できるという希望をもって学業に励み卒業の日を迎えられるのだと思います。いざ、就職という時になって、席がないと知らされ、返還を求められるにはとても大きな金額です。

事前説明では理解していたものの、自分の意志に反して就職できず、3年間の返還が現実となった時の絶望は眼に見えるようです。

返還に際して、困難な状況を訴える方がこれまでおられたかどうかについてお聞きします。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

これまでに奨学資金の返還義務が生じた奨学生のうち、自らの意思にかかわらず町の公的機関等に就職できなかった奨学生は2名おりましたが、その返還に際し、両名ともに期間の延長希望や不履行などはなく、その際に設定した期限である3年以内に返還を終えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

これは個人的なことになるかなと思うんですけども、お答えいただけるようでしたらお答えいただきたいんですけども、この給付型奨学金というのは、身元保証人っていうのが2名いるというふうになっているんですけども、今まで自分の意思に反して就職できなかった方が、奨学金を返済したその2名の方は、自分で返したのでしょうか。

それとも、身元保証人というような返済の仕方になったのか、そこら辺まではわからないのでしょうか。

○議長（西原 浩君） ちょっと瀧川委員。

ちょっと質問の趣旨とちょっとそれてきているので、また違った角度から質問して欲しいと思いますけども。

○11番（瀧川榮子君） はい、わかりました。

はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

返済に関して困難な状況を訴える方がこれまでおられたかということに対しては、おられなかったという認識でいいのだと思います。

それはちょっと、返す方は大変だったろうなと思うんですけども、3番目の質問に移ります。

給付型奨学金利用後、自分の意志にかかわらず就職しなかった場合と、自己都合で就職しなかった場合の返還期間は同じ3年となっていますが、こうした場合、返還期間に違い

があつて良いのではないかと考えます。

現状の改善など必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

奨学生が自らの意思にかかわらず、町の公的機関等に就職できなかった場合と、自己都合で就職しなかった場合に違いを設けることは必要であるというそういう考えから、本人の責に帰さない理由により、町の公的機関等に就職できなかった場合には、規則において、返還金に対する利子相当額の免除というものを規定しているところです。

奨学資金の返還期間につきましては、規則では3年以内に返還させることができると規定しており、3年以内の返還を必ずしも義務付けるものではないことから、この規則に基づきですね、状況に応じた柔軟な体制で対応をすることをこれまでもしておりますし、今後ともそういう考え方に変わるものではないというものでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

今のお答えですと、自分自己都合の場合は7.5%の利息がつくってということが、その規則の中に書かれているんですけども、3年以内に自己都合でなくて就職したいけどできなかった方が返還していく場合には、3年以内っていうことでなくても、話し合いによつては返済期間を延長することができるという認識でいいんでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

3年以内に返還させることができるというこの規定というのは、自己都合で就職できなかった場合であろうと、自己の責任ではない形で就職できなかった場合であろうと、いずれにしても、3年以内に返還させることができるという規定になっておりますので、それが、例えば協議によりですね、困難な場合っていうものは、それに応じた計画ていうものも協議に応じて、できるということになってます。

ただ、自己都合の場合と、本人の責に帰さない場合にも違いっていうことは、返還に対する利息相当分の免除をするかしないかということが、違いということになっているところでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

別海町は、本当に支給型の奨学金を出してくださっていて、本当に助かっている方がいらっしやると思います。

やはり、いろんな学校あるんですけども、医師の場合でしたら8年間とか、作業療法士、看護師、保健師など4年から5年、短くても3年っていうふうなことで、4年で計算しますと、10万円で4年間で480万円になりますね。

3年間で返還ということになりますと、毎月1万3,000円返さなくちゃならな

い。

ちょっと返還待ってもらって、5年間でも、5年間で返還でも1カ月8万円を返さなければならぬってことで、これではとても自分で自立した生活を送るには困難で、大変なことになると思うんですけれども、町として相談しながら返還の期間を延長するってことができるっていうふうになっているんですが、最大どれくらいの期間を延長してもいいってようなお考えがあるのか、お聞きします。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたします。

瀧川議員の心配されることはですね、よくわかります。

1番最初に、貸付型の奨学資金制度を活用する方もいらっしゃる。

これは、もともと無利子ということで制度がありますから、貸付型を借りて行いくという方もおりますし、今、質問にありますその給付型の奨学金については、基本的には、別海町に戻ってきて勤務をしてくれますという人に、給付型の奨学金を支給すると。

ただ、結果としてですね、事前説明では、就職できない場合があります、別海町内にどうしても就職先がない場合もあります、その場合は、事前にそういうことをお知らせしますので、御理解の上、奨学金を給付されるということを理解してくださいということは説明をしていただきますけどもね。

先ほど来、出ております質問の中でありますようにですね、土壇場で、例えば、この4月から採用を計画していた方がですね、1月とか2月になって実は来れなくなりましたという場合の履行しないケースの場合とですね、今、心配されている本人は就職できると思っていたのに、その勤務場所がなくて、就職できない場合とあります。

先ほども言いましたように、そういう場合は、事前に9月とか10月にですね、どうしても採用計画がないので、これ民間に就職されてもということで広げましたので、例えば、町立別海病院では勤務先がないんですけれども、他の施設で、もし勤務されるということであれば、その場合でも、履行したというふうに認めますということにしていますけども、そういうケースを調べてもですね、なかなか就職先がないという場合がありますので、そういう場合については、申し訳ありませんということでですね、なるべく早めにそういう状況をお知らせしている。

ですから、町も、例えば3年前、4年前にそういう申し込みはあった時にですね、間違いなく採用できるかできないかっていう見通しが立たない職種があるものですから、どうしても就職できない場合というのはありますよということを、十分理解してもらっているつもりですけれども、もちろんいざ就職ができないというふうになった場合にですね、今、瀧川議員がおっしゃられたとおり、4年間であれば、480万円支給を受けるわけですから、それを3年間以内で、返還を求めることができるということになってるというのは、規則の上ではそのとおりです。

それを、それでは何年間でですね、3年間で4年間でするのか5年間にするかっていうと、それはまさにケースバイケースであります。

といいますのは、すぐにですね、就職もしできていれば、別海町では就職できなくてもですね、他のところに就職できていればですね、本人なり保証人の方も含めて、3年間で払えるという場合もあるかもしれませんし、場合によっては、もう一つ上の学校に行きたくなったので、そちらの方に行くというふうな場合もあるんですね。

そうしますと、働かないのに3年間で払ってくださいというのはなかなか厳しいことになろうかなと。

これは、自分の都合で履行しないっていう人も中にはおります。

なぜ働けなくなったかって聞くと、もう一つ上の学校に行きたいのである場合もあります。

何年ぐらいがめどかっていうことにつきましては、まさにその方がどういう状況で相談されてくるのか、御両親等も含めて、保証人の方も含めてですね、一緒に相談をしながら、ケースバイケースでですね、判断していくということでありまして、今までそういうケースがありませんので、状況をしっかりと確認しながら、丁寧に対応していきたいというふうに思います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

そうしましたら、自己都合ではなく、自分の思いどおりに別海町に就職できなかったというような場合には、この3年間に返還っていうできる規定をきちんと絶対守らなくちゃならないというのではなくて、様々相談しながら、返還の延長っていうようなことをしていけるっていうようなことをしていけるということによろしいでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） そのようにお答えしたつもりで、あります。

そのとおりでございます。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

これで、私の最後の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りいたします。

議案調査及び委員会審査のため、本日散会後からと3月15日から16日までの2日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の散会後からと3月15日から16日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、午後からは総務文教常任委員会が、１５日及び１６日は予算決算審査特別委員会が午前１０時から、１６日午後からは福祉医療常任委員会及び産業建設常任委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いいたします。

皆さん大変御苦労さまでした。

散会 午前１１時３２分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員